

令和7年3月

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

当金庫では、タブレット端末を使用した渉外活動を開始いたします。渉外担当者がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際およびお届けする際の手続きを明確にするため電子サインの運用を開始いたします。

従来、お客さまからお預かりする現金・通帳等の授受に際し「受取書」を発行しておりましたが、今後は「受取書」を発行せず、下記の取扱いとさせていただきます。電子サインを導入することは、お客さまの利便性向上と業務効率化につながるものであり、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

タブレットを使用した渉外活動では、お客さまとの取引内容を明確にするため、お預かりの証しとしてお客さまにタブレット端末でのご署名（電子サイン）をいただき、お取引内容とご署名をシステムで管理いたします

電子サイン時には、お取引の内容に相違がないことをご確認いただき、ご署名願います。

定期積金の現金掛込につきましては、証書への渉外担当者の押印がお預かりの証しとなりますので、電子サインはいただきません。

入金帳を利用した入金につきましては、入金帳への渉外担当者の押印がお預かりの証しとなりますので、電子サインはいただきません。

2. お客さまへ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

電子サインを使用した取引に対するお届けの際には、授受を明確にするため、受領の署名（電子サイン）をいただきます。

当金庫では、職員が訪問先で現金・通帳・証書・払戻請求書・各種申込書等をお預かりする場合、必ず「電子サイン」をいただきます。

また、従来の「受取書」発行を希望される方はお申し出ください。

電子サインの利用について、ご不明ご不審な点がございましたら、お取引店へお問い合わせくださいますようお願いいたします。